

1 障害福祉サービス・障害児支援サービス

(1) 障がい福祉施策の概要

■ 障がい福祉施策の流れ

障がい福祉施策は、平成15年度からノーマライゼーションの理念に基づいて導入された支援費制度により充実が図られました。しかし、

- ①身体・知的・精神という障がい種別ごとでわかりにくく使いにくい
- ②サービスの提供において地方公共団体間の格差が大きい
- ③費用負担の財源を確保することが困難

などの理由により、平成18年度からは障害者自立支援法が施行されました。

その後、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、障がい者（児）を権利の主体と位置づけた基本理念を定め、制度の谷間を埋めるために障がい児については児童福祉法を根拠法に整理しなおすとともに、難病を対象とするなどの改正を行い、平成25年4月に障害者総合支援法に法律の名称も変更されて施行されました。

■ 障害者総合支援法について

1 基本理念

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念としています。

2 対象範囲

法が対象とする障がい者の範囲は、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がい者を含む）に加え、制度の谷間となって支援の充実が求められていた難病等※（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である者）としています。
※令和7年4月から対象となる疾病が376疾患となっています。

3 利用できるサービス量

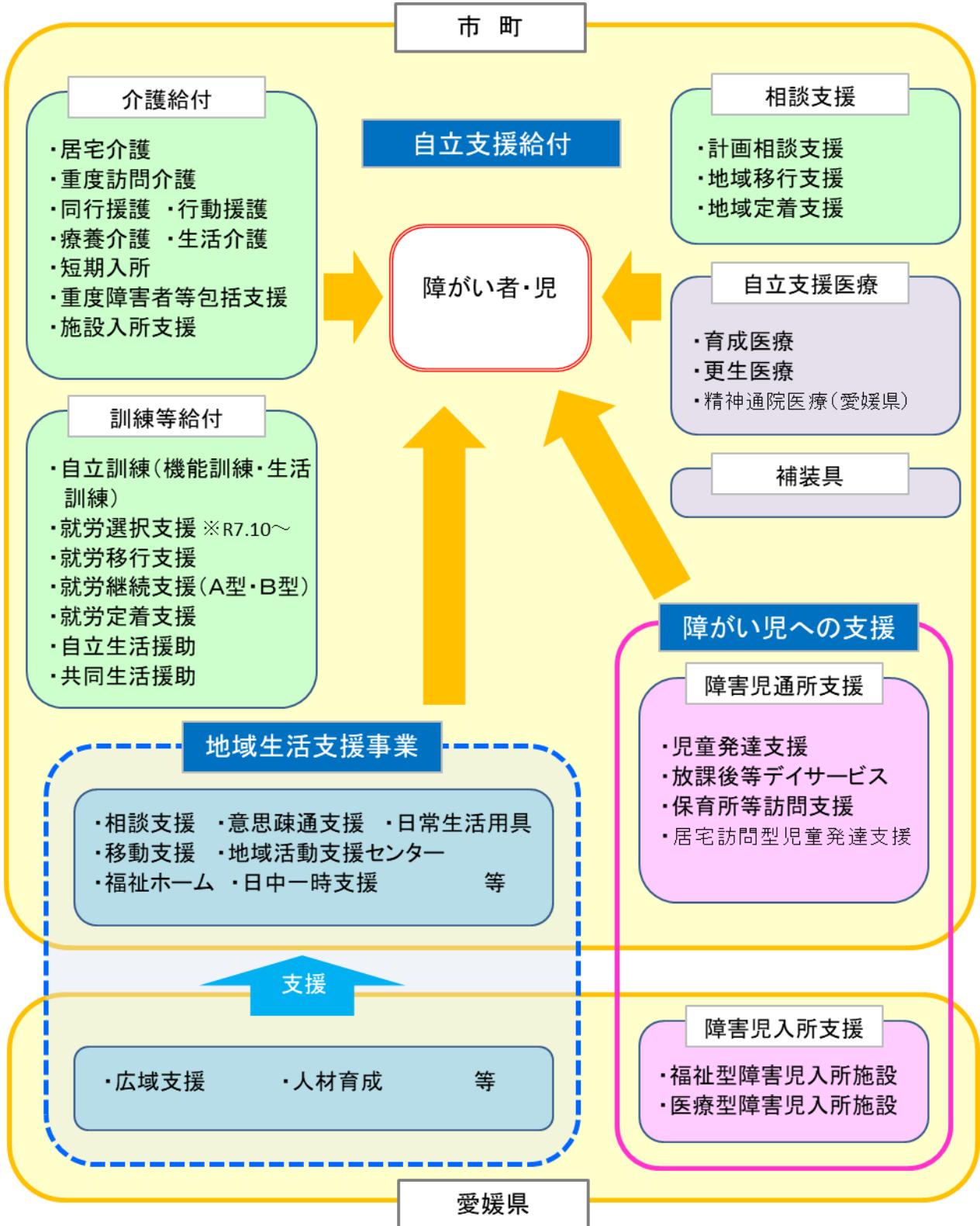
80項目に及ぶ調査を行い、その人に必要なサービスの度合い（「障害支援区分」）を測り、その度合いに応じたサービスが利用できるようになっています。



愛媛県イメージアップキャラクター
みきちゃん

■ 自立支援システムの全体像

障害者総合支援法による総合的な自立支援システムの全体像は、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。



(2) 障害福祉サービス

■ 自立支援給付・地域生活支援事業の内容

1 自立支援給付

介護給付、訓練等給付、相談支援給付などがあり、利用者などの申請に基づいて市町が支給決定した範囲内でサービスが受けられます。

【介護給付】

サービスの名称	対象者	内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	障害支援区分 1 以上の障がい者。	居宅における、入浴、排せつ及び食事等の介護や、生活等に関する相談及び助言、その他生活全般にわたる援助等。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって、常時介護を要する者。	居宅における、入浴、排せつ及び食事等の介護や、生活全般にわたる援助、外出時における移動中の介護等。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者。	外出時において、移動に必要な情報の提供（代筆・代読含む。）、移動の援護、排せつ及び食事の介護、その他外出に必要な援助等。
行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって常時介護を要する者。	行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の行動する際に必要な援助等。
療養介護	病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障がい者。	病院等への長期入院による医学的管理の下、食事や入浴、排せつ等の介護や、日常生活上の相談等を提供。
生活介護	地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な障がい者。	主として戸間において、入浴、排せつ及び食事等の介護や、日常生活上の支援、生産活動の機会等の提供。
短期入所 (ショートステイ)	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等への短期的な入所が必要な障がい者。	施設等へ入所させ、入浴、排せつ及び食事の介護、その他の必要な支援を行う。
重度障害者等 包括支援	常時介護を要する障がい者であって、その介護の必要な程度が著しく高い者。	訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護等）や通所サービス（生活介護、短期入所等）等を組み合わせて、包括的にサービスを提供。

サービスの名称	対象者	内容
施設入所支援	夜間において、介護が必要な障がい者、入所しながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる障がい者又は通所が困難である自立訓練又は就労移行支援の利用者。	夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を実施。

【訓練等給付】

サービスの名称	対象者	内容
自立訓練 (機能訓練)	地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定期間の訓練が必要な障がい者。	理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや、日常生活上の相談支援等を実施。
自立訓練 (生活訓練)	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定期間の訓練が必要な障がい者。	食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を実施。
宿泊型自立訓練	自立訓練（生活訓練）の対象者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している者であって、地域移行に向けて一定期間、宿泊によって帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練が必要な者。	居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための訓練、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行う。
就労選択支援 ※R7.10～開始	就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する障がい者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している障がい者。	短期間の生産活動等を通じて、就労に関する適正、知識及び能力の評価や就労に関する意向を整理した上で、就労に関する意思決定の支援を行う。
就労移行支援	一般就労を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性に合った職場への就労等が見込まれる障がい者。	一般就労への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援等を実施。
就労継続支援A型	就労機会の提供を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な障がい者。	通所により、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者について、一般就労への移行に向けた支援。
就労継続支援B型	就労移行支援事業等を利用したが、一般企業等の雇用に結びつかない方や、一定年齢に達している方等で、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される障がい者。	通所により、就労や生産機会を提供（雇用契約を結ばない）するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者は、一般就労等への移行に向けて支援。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者。	企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により、課題解決に向けて必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行う。

サービスの名称	対象者	内容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していった障がい者で一人暮らしに移行した者又は現に一人暮らしを行っていたり、実質的に同様の状況であったりして支援が必要な者。	定期的に利用者の居宅を訪問し、生活状況の確認を行い、助言や医療機関等との連絡調整を行うとともに、相談・要請への随時の対応を行う。
共同生活援助 (グループホーム)	地域において自立した日常生活を営む上で、食事や入浴等の介護、相談等の日常生活上の援助が必要な者。	主として夜間に、共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事の介護等又は相談その他の日常生活上の援助を行う。

【地域相談支援】

サービスの名称	サービスの内容
地域移行支援	障がい福祉施設や精神科病院から退所・退院して、地域における生活に移行するために必要な住居の確保や相談などの支援を行う。
地域定着支援	障がい福祉施設や精神科病院から退所・退院した方が、地域における生活を継続するために、常時の連絡体制を確保して緊急時等の相談や支援を行う。

【計画相談支援】

サービスの名称	サービスの内容
サービス利用支援	相談支援専門員が障害福祉サービスの支給決定又は支給決定の変更前に利用者への面接等によるアセスメントを行い、サービス等利用計画案を作成する。 また、支給決定又は支給決定の変更後は、サービスを提供する各事業者等との連絡調整及びサービス等利用計画の作成を行う。
継続サービス利用支援	個別に定める期間ごとに、障害福祉サービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しを行う。（モニタリング）

2 地域生活支援事業

相談支援や意思疎通支援など、市町の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施されます。

サービスの名称	サービスの内容
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用を支援する。
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者等の派遣、手話通訳者の設置、点訳・音声訳等による支援を行う。

サービスの名称	サービスの内容
日常生活用具給付等事業	日常生活に必要な用具を給付又は貸与する。
移動支援事業	円滑に外出できるよう、移動を支援する。

※上記以外にも、地域の特性や利用者の状況に応じて、様々な事業が行われています。

(3) 障害児支援サービス

【居宅サービス】

サービスの名称	対象者	サービスの内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	障害支援区分1以上に相当する障がい児。	居宅における、入浴、排せつ及び食事等の介護や、生活等に関する相談及び助言、その他生活全般にわたる援助等。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい児。	外出時において、移動に必要な情報の提供（代筆・代読含む。）、移動の援護、排せつ及び食事の介護、その他外出に必要な援助等。
行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい児であって常時介護を要する者。	行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の行動する際に必要な援助等。
重度障害者等包括支援	常時介護を要する障がい児であって、その介護の必要な程度が著しく高い者。	訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護等）や通所サービス（生活介護、短期入所等）等を組み合わせて、包括的にサービス提供。
短期入所 (ショートステイ)	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等への短期的な入所が必要な障がい児。	施設等へ入所させ、入浴、排せつ及び食事の介護、その他の必要な支援を行う。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がい児などの重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児。	障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行う。



【通所サービス】

サービスの名称	対象者	サービスの内容
児童発達支援	療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児及び肢体不自由がある障がい児。	日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援その他必要な支援や治療を行う。
放課後等デイサービス	学校教育法第1条に規定している学校(幼稚園及び大学を除く。)又は専修学校等(専修学校及び各種学校をいう。)に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障がい児。	授業の終了後又は学校の休業日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流促進その他必要な支援を行う。
保育所等訪問支援	保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園、乳児院、児童養護施設等の集団生活を営む施設に通所又は入所する障がい児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障がい児。	保育所等を訪問し、障がい児に対して障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う。

【障害児相談支援】

サービスの名称	サービスの内容
障害児支援利用援助	障がい児の通所サービスの利用について、相談支援専門員がサービスの支給決定又は支給決定の変更前に利用者への面接等によるアセスメントを行い、障害児支援利用計画案を作成する。また、支給決定又は支給決定の変更後は、サービスを提供する各事業者等との連絡調整及び障害児支援計画の作成を行う。
継続障害児支援利用援助	個別に定める期間ごとに、障がい児の通所サービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しを行う。（モニタリング）

※障害福祉サービスと障害児通所サービス併用の場合は、障害児相談支援で対応。

【入所サービス】

施設の種別	対象者	サービスの内容
福祉型障害児入所施設	<p>身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童又は精神に障がいのある児童（発達障がい児を含む）。</p> <p>※児童相談所、市町保健センター、医師等により療育が必要であると認められた児童も対象。</p>	当該施設に入所する障がい児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う。
医療型障害児入所施設	<p>知的障がい児、自閉症児、肢体不自由児、重症心身障がい児。</p> <p>※児童相談所、市町保健センター、医師等により療育が必要であると認められた児童も対象。</p>	当該施設等に入所等をする障がい児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行う。

